

メディケア・くれ便り

爽やかな秋風が吹く季節となりました。夜には虫の音が心地よいですね。さて、今年の10月から『マイナンバー制度』が始まるのを、皆様ご存じでしょうか？今回はこの『マイナンバー制度』について簡単にお話ししましょう。

平成27年10月から、住民票を有するすべての国民に、一人に1つのマイナンバー（個人番号）が通知されます。マイナンバーは一生使うものですので大切にしてください。

何のために導入されるの？

期待される効果としては、①行政を効率化し ②国民の利便性を高め ③公平・公正な社会を実現するなどがあげられます。

マイナンバーは次のような場面で使います。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続きにしか使えません。

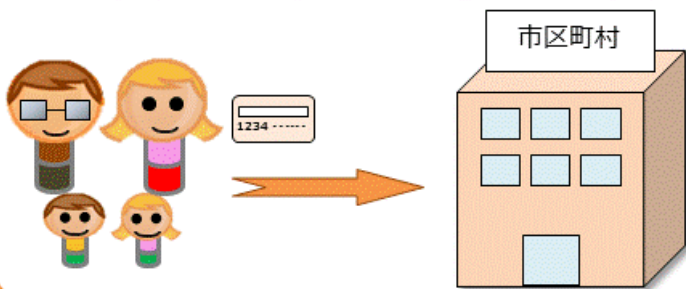
社会保障

年金 労働
医療 福祉

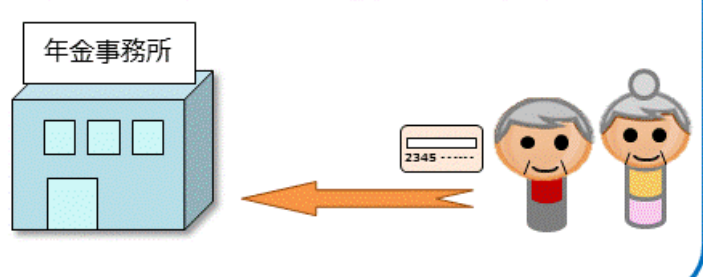
税

災害対策

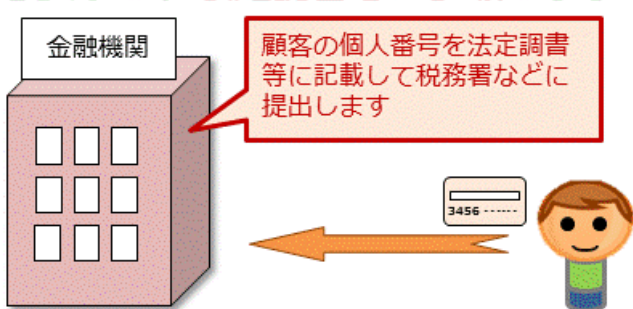
毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



厚生年金の裁定請求の際に年金事務所
にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等にマイナンバー
を提示し、法定調書等に記載します



勤務先にマイナンバーを提示し、
源泉徴収票等に記載します

